

## 第 2 章

### 人権全般に関する基本的施策の推進



第2次実施計画では、人権全般に関する問題における課題目標として、①人権意識の高揚を図るための施策の推進と、②人権擁護に資する施策の推進を掲げ、人権尊重のまちづくりに取り組んできました。また、意識調査の結果では、啓発事業への継続・反復した参加の有無によって、意識の違いが表れているなど、人権意識高揚のための教育・啓発は極めて重要なことです。

そのため、第3次実施計画においても、人権全般に関する基本的施策についてはこの課題目標を掲げ、継続的な施策の推進を図ります。

## 1 人権意識の高揚を図るための施策の推進

### (1) 第2次実施計画における取り組みと課題

#### I. 個別取り組み

- ◆人権教育の推進
- ◆人権教育に取り組む指導者の養成
- ◆市民の主体的な人権教育に関する活動の促進
- ◆人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

#### II. 取り組みの現状

人権意識の高揚を図るための人権教育は、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場や機会をとらえて推進する必要があります。市民や企業等を対象として開催している各種講演会や研修会については、少しずつ参加者数が増えてきている状況となっており、意識調査の結果を見ても、人権問題に対する興味や関心について、福岡県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」(以下、「県民調査」という。)に比べ、「関心がある」と回答した人の割合が高くなっていました。

また、市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉関係者等の人権へのかわりが深い特定職業従事者に対しては、確かな人権意識とともに差別をなくす意志と実践力を身につけ、人権教育や啓発を地域に発信できるよう、そして主体的に学習できるよう実践のための研修に取り組んできました。

#### III. 課題

意識調査の結果では、人権問題に関する知識や情報を得る上で役に立っていると思うことについて講演会・研修会などを選択した人の合計が49.5%と、その有用性が評価されている一方で、講演会や研修会等への参加についての設問では、「参加したことがない」という回答が59.5%ありました。

また、市の啓発行事に「参加したことがない理由」の設問では「啓発行事の開催を知らなかった」という回答が前回調査より減少はしているものの31.7%あり、「必要と思われる内容ではなかったから」という回答は22.4%ありました。このような調査結果や参加者の意見等を参考に、周知方法の工夫や内容の充実による参加者増に努めるとともに、市民や企業等による主体的な人権学習活動の促進を図っていく必要があります。

(2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

あらゆる差別を解消し、人権が真に尊重されるまちづくりの実現のためには、市民一人ひとりの人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成が不可欠です。

そのためには、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、そして自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚することにより、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち「人権の共存」を図っていくことが重要です。

市民一人ひとりが、人権問題に共通する普遍的理念を踏まえた人権の意識や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発を継続的に行うとともに、市民の自主的・主体的な学習活動を促進するため、総合的な視点に立った人権施策を推進していきます。

(3) 課題目標を達成するための方策

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①就学前教育における人権教育の推進	●乳幼児期に人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要であることを踏まえ、子ども一人ひとりの発達の過程や生活環境等を十分に把握しながら、人権を大切にすることを育てる就学前教育を推進します。	子育て支援課
②学校教育における人権教育の推進	●真に差別をなくしていく意志と実践力をもった、人権感覚豊かな子どもたちを育成するため、人権が尊重される雰囲気や環境づくりを進め、学習が知識や技能を学ぶだけでなく、すべての児童生徒の可能性を伸ばすことができるよう人権や人権問題に関する教育内容等の充実を図ります。	学校教育課
③市民を対象とした研修会等による人権教育・啓発の推進	●市民一人ひとりの豊かな人権感覚を育成し、人権尊重の心を育むため、各種講演会や研修会の開催等、あらゆる場や機会を捉え人権教育・啓発を推進します。	人権・同和政策課

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
④地域で人権教育・啓発に取り組む指導者の養成	●地域で人権教育・啓発を効果的に推進するため、自治会人権推進員及び自治会長等の指導者的立場の方への研修や人材の養成を図ります。	人権・同和政策課
⑤市民の主体的な人権啓発活動の促進	●人権尊重の心を育成し、市民の交流や相互理解を促進するため、地域での懇談会等の自主的・主体的な活動を支援し、市民参画による継続的な人権啓発活動を推進します。	人権・同和政策課 まちづくり推進課
⑥企業等における人権教育・啓発の推進	●人権が尊重された働きやすい職場づくり等の実現のため、企業や事業主等に対し、関係機関と連携して人権教育・啓発を推進します。	人権・同和政策課 商工観光課
⑦人権教育・啓発に関する情報提供の充実	●人権教育・啓発や学習を実施する主体者に対して、人権教育・啓発に関する知識・手法や講師・教材、活動事例の情報等について適切に支援できるよう、人権教育・啓発に関する情報の収集や提供の充実を図ります。	人権・同和政策課
⑧特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進	●市職員や教職員、医療及び福祉関係者等の人権にかかわりの深い特定職業従事者に対しては、確かな人権意識とともに差別をなくす意志と実践力を身につけるための研修の充実を図ります。	人事課 学校教育課 社会・障がい者福祉課 高齢介護課

## 2 人権擁護に資する施策の推進

### (1) 第2次実施計画における取り組みと課題

#### I. 個別取り組み

- ◆市民の主体的な判断・自己実現の支援
- ◆人権にかかわる総合的な相談窓口の整備
- ◆人権救済・保護にかかる連携体制の構築

#### II. 取り組みの現状

意識調査において、人権が侵害された経験が「ある」または「少しはある」と回答した人は、県民調査に比べて本市の方が低くなってはいるものの25.1%となっていました。そのような方々に対応するための人権にかかわる相談については、それぞれの問題について、各種行政窓口、子育てや高齢者、障がいのある人等それぞれの相談支援センターや男女共同参画推進センター(サンクス)などとともに、人権擁護委員による各地区「特設人権相談所」でも対応してきました。

また、人権にかかわる総合的な相談窓口として、2020年(令和2年)には人権相談員を新たに配置し、人権啓発センター及び交流センターにおいて定期的に「人権相談出張窓口」を開設するなど、相談体制の充実を図ってきました。

#### III. 課題

人権が侵害された場合の対処について、意識調査の結果では、「何もせずにごまかす」や「わからない」と回答した人が合わせて約25%いた一方で、「公的機関に相談する」方は14.7%となっていました。このような結果からも、これら相談事業の市民への周知徹底を図り、利用を促すとともに、さまざまな分野における相談所との連携をさらに深め、市民の権利擁護や人権侵害の予防を図る必要があります。

また、近年はさまざまな分野の課題が絡み合って人権問題も複雑化したり、複数分野の課題を同時に抱えたりするといった多様な状況もみられ、包括的な支援体制が求められています。そのためにも、人権にかかわる総合的な相談窓口でもある人権相談員による相談支援や各分野との連携体制等を充実させ、これらの要因を解きほぐして整理し、解決のための手立てを本人が主体的に選択できるよう、きめ細やかな対応を行う必要があります。

## (2) 第3次実施計画における施策の基本的な方向性

誰もがそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会は、人権が尊重されてこそ実現されるもので、その人権は、すべての人が生まれながらに持っている大切な固有の権利で、侵すことのできない永久の権利です。

そのため、市民がそのような人権を侵害されたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、それぞれが主体的に判断し問題を解決できるよう支援を行っていきます。また、人権侵害等による救済・保護については、裁判所や法務局等によりさまざまな救済が図られていますが、裁判にはかなりの時間と労力を要するなど実効性の限界もあり、救済の必要な全ての分野を網羅できていません。併せて、総合的な人権救済の立場にもないこともあり、救済すべき事案を適切に、かつ速やかに手続に乗せていくことができるよう、人権にかかわる関係機関や国の人権擁護機関等との連携協力を推進していきます。

## (3) 課題目標を達成するための方策

施策項目	具体的な取り組み内容	主な担当課
①市民の主体的な判断による問題解決のための支援	●個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野での相談・支援機能の充実と相互連携をすすめます。さらに関係する他の相談機関等とも協力しあい、解決のための手立てを本人が主体的に判断できるよう、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。	人権・同和政策課
②人権相談事業の推進	●総合的な人権相談窓口でもある人権相談員による相談事業について、周知や情報提供の徹底を図ります。また、相談員の資質向上のため、研修会への参加や関係機関との情報共有等を促進し、相談機能の充実に努めます。	人権・同和政策課
③人権救済・保護にかかる連携体制の構築	●援助を必要とする市民を支援するため、相談・支援にかかわる各分野の連携を深め、権利擁護や人権侵害の予防に努めます。また、人権侵害に対する被害者救済については、適切に人権救済の手続に乗せていくことができるよう、国の人権擁護機関や特定非営利活動法人等の援助活動とも連携協力体制を構築していきます。	人権・同和政策課